

# 平成 26 年度岩手県防災会議会議録

(開催日時) 平成 27 年 3 月 27 日(金)10 時から 11 時まで

(開催場所) エスポワールいわて 2 階大中ホール

(次第)

- 1 開会
- 2 会長挨拶
- 3 議事
  - (1) 議題
    - ア 岩手県地域防災計画の修正について
    - イ 岩手県防災会議運営規程の改正について
  - (2) 報告
    - 市町村地域防災計画の修正に関する意見の専決処分について
  - (3) その他
    - ア 平成 26 年中の災害対応状況について
    - イ 第 3 回国連防災世界会議に係る岩手県の対応について
    - ウ その他
- 4 閉会

## 1 開会

### ○司会（小向総合防災室長）

本日はお忙しい中、お集まりいただきましてありがとうございます。私は、本防災会議の事務局を務めます県総合防災室の小向と申します。暫時進行を進めさせていただきますのでよろしくお願ひします。それでは、ただいまから、平成 26 年度岩手県防災会議を開催します。開会にあたりまして、達増会長から挨拶を申し上げます。

## 2 会長挨拶

### ○会長（達増知事）

委員の皆様には、年度末のお忙しい中、御出席を賜り、厚く御礼申し上げます。

沿岸市町村を中心に甚大な被害をもたらし、多くの尊い命が失われた東日本大震災津波から、四年の月日が経過しました。今なお、仮設住宅等で不便な生活を余儀なくされている方々をはじめ、被災された皆様に、お見舞いを申し上げます。

岩手県といたしましては、一日も早く被災者の皆様の復興が実現できるよう、各般の取組を推進し、本格復興に邁進して参ります。関係機関の皆様におかれましては、引き続き、復興に向けた取組に対しまして、御支援、御協力を賜りますよう、お願いいたします。

さて、県地域防災計画につきましては、昨年八月に岩手山火山噴火を想定して実施した岩手県総合防災訓練の成果と課題、また昨年九月に発生した御嶽山噴火の教訓等を踏まえて、県における火山防災対策の見直しを行い、「火山災害対策編」について独自の修正を行うこととしたところ です。

加えて、今年度改正されました、災害対策基本法や土砂災害防止法の内容についても、県地域

防災計画へ反映することとしております。

本日、議題として提案するこれらの修正案等につきましては、これまで、防災会議幹事の皆様の御意見もいただきながら、検討・調整を重ねてきたものですが、本日お集りの委員の皆様からも忘たんのない御意見を頂戴し、その内容を決定したいと考えています。

先般、三月十四日から五日間にわたり仙台市で国連防災世界会議が開催されました。

私も、本体会議のワーキングセッションに出席したほか、政府主催のフォーラムでは、大震災津波を通じて得られた防災や復興に関する「岩手県からの提言」を発表しました。今回の世界会議では、今後十五年間の国際的な防災指針である「仙台防災枠組」が採択されたところですが、こうした岩手からの情報発信は、今後の世界の国々の防災・減災につながるものとして非常に意義のあるものと考えているところであり、本日はこうした国連防災世界会議における岩手県の取組についても御報告申し上げることとしております。

それでは、本日の会議について、よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

### 3 議事

#### (1) ア 議題 岩手県地域防災計画の修正案について

##### ○司会（小向総合防災室長）

本日は、72名の委員のうち62名の委員の方の御出席をいただいております。

したがいまして、岩手県防災会議運営規程第2条第2項に定める定足数を満たし、会議は成立しておりますことを御報告申し上げます。

なお、今年度より10名の方を新たに県防災会議委員として任命し、岩手県防災会議に御参画いただくこととなりましたので、この場にて御紹介をさせていただきます。

東北地方環境事務所所長 坂川勉様の代理として出席いただいております盛岡自然保護官事務所自然保護官の小笠原孝記様でございます。

一般社団法人岩手県建設業協会会長 宇部貞宏様の代理として出席いただいております専務理事の山本博様でございます。

一般社団法人岩手県獣医師会会長 多田洋悦様でございます。

一般社団法人岩手県薬剤師会専務理事 熊谷明知様でございます。

公益社団法人岩手県栄養士会会長 福田禮子様でございます。

公益社団法人岩手県看護協会会長 兼田昭子様でございます。

岩手大学教授 山崎友子様でございます。

岩手大学准教授 堀久美様でございます。

岩手県立大学教授 村山優子様でございます。

岩手県民生委員児童委員協議会副会長 南館勢子様でございます。

以上10名でございます。本日はよろしくお願ひいたします。

それでは、これより議事にうつります。議事につきましては、達増会長に議長をお願いいたします。

##### ○会長（達増知事）

それでは、これからは、私が議長を務めますので、よろしく申し上げます。

「岩手県地域防災計画の修正について」を議題とします。事務局から説明願います。

## ○事務局

事務局を担当します総務部総合防災室の會川でございます。よろしくお願いたします。恐縮ですが、座って御説明させていただきます。

説明資料につきましては、概要をまとめました資料1、お諮りする案となる資料2-1から資料2-4までの新旧対照表、パブリック・コメントの実施状況をまとめた資料2-5をお配りしておりますが、説明は資料1を用いて行います。新旧対照表等の説明は省略させていただきますので、ご了承ください。

それでは、県地域防災計画の修正案につきまして、御説明いたします。資料1をご覧ください。

この修正案につきましては、防災関係機関への意見照会、防災会議幹事会議構成機関への意見照会、パブリック・コメントによる県民意見を反映しながら、とりまとめたものでございます。

まず、今回の修正のポイントは、災害対策基本法と土砂災害防止法の改正に伴う見直し、御嶽山噴火等の教訓を踏まえた見直し、その他の所要の見直し、の3点となります。

1点目のポイント、災害対策基本法等の見直しについてであります。資料上段の「1(1)」にありますとおり、昨年11月に改正された災害対策基本法では、昨年2月の大雪の際に立ち往生車両等が発生し除雪作業等に支障が生じたこと等を踏まえ、こうした放置車両等の移動命令等の措置が新たに規定されたところであり、国の防災基本計画についても、これを踏まえ、必要な修正が加えられたところでもあります。

また、土砂災害防止法についても、広島県で発生した土砂災害等を踏まえ、昨年11月に改正されたところであり、この改正により、知事に対し、基礎調査結果の公表、土砂災害警戒情報の市町村への通知等が義務付けられるとともに、市町村に対しては、土砂災害警戒区域が指定されたときは、市町村地域防災計画へ避難場所等を明示するよう規定が加えられたところでもあります。

1点目の修正のポイントといたしましては、こうした法改正に伴う見直しを、国の防災基本計画の内容も踏まえ、県地域防災計画に適切に反映しようとするものであります。

2点目のポイントは、資料上段右側の「1(2)」の県総合防災訓練及び御嶽山噴火の教訓を踏まえた見直しとなります。昨年8月に火山噴火を想定し実施した総合防災訓練で得られた成果等を反映するとともに、御嶽山噴火の教訓等について、2回にわたる有識者からの意見聴取を踏まえ、住民等に火山であることを平時から認識してもらえよう、平時から火山情報を定期的提供する必要性、万が一の事態に備え、登山カードの提出を注意喚起していく必要性、緊急時における情報伝達手段の整備の必要性など、本県独自に整理した教訓等を基に、火山防災対策の見直しを行うものであります。

3点目のポイントは、指定地方行政機関、地方指定公共機関の追加に伴う見直しや、防災関係機関の意見等を踏まえた文言の修正など、所要の見直しとなります。

なお、追加した指定地方行政機関は、環境省東北地方環境事務所であり、また、追加した指定地方公共機関につきましては、災害対策基本法の規定に基づき、2月6日付けで知事が指定した、

岩手県建設業協会、岩手県獣医師会、岩手県薬剤師会、岩手県栄養士会、岩手県看護協会、岩手県社会福祉協議会の6法人となります。

それでは、具体の修正内容について、修正のポイントごとに御説明いたします。

まず、災害対策基本等の改正を踏まえた見直しであります。資料下段の「2(1)」にありますとおり、災害対策基本法関係では、放置車両等の運転手等に対する移動命令、運転手等がない場合の道路管理者による必要最低限の破損を含めた放置車両等の撤去、県公安委員会による道路管理者への放置車両等の移動等の要請などについて、また、土砂災害防止法関係では、土砂災害警戒区域等の指定に係る基礎調査結果の公表、避難場所や避難経路など、土砂災害防止対策に関し、市町村地域防災計画に規定すべき事項の具体的な明示・見直し、土砂災害警戒情報が発表された際の県による市町村への当該情報の伝達、土砂災害に限らず、災害全般を対象に、市町村からの求めに応じて、避難勧告等の解除に当たっての助言を行うことなどについて、規定したところであります。

次に、県総合防災訓練及び御嶽山噴火の教訓を踏まえた見直しにつきましては、資料左側下段の「2(2)ア」のところになります。総合防災訓練の成果等を踏まえ、県等の防災関係機関や有識者は、平時から相互に連携しながら、情報共有等に取り組むこと、県は、専門家と連携しながら、市町村に対し、必要な助言を行うこと、を明示したところであります。

また、資料右側の中ほどに参りまして、「イ」の御嶽山噴火の教訓等を踏まえた見直しにつきましては、火山観測体制の充実等に向けた関係機関への必要な要請、住民等に対するモバイルメール等を活用した定期的な火山情報の提供、登山に必要な装備の用意や登山者カードの提出等、登山者等の留意事項の規定、避難勧告等が発表された場合や突発的な噴火が発生した場合における、県による登山者等に対する周知、などについて、規定したところであります。

これらの火山防災対策の見直しは、火山災害対策編での見直し事項となります。

なお、ただいま御説明いたしました、火山災害関係の見直し内容は、本県独自の検討によるものとなりますが、国においても、具体的な火山防災対策について検討を行っているところです。

国の検討結果の県地域防災計画への反映につきましては、本県の火山防災対策への位置付けの必要性など、個々の火山防災対策の重要度を勘案、精査しながら、来年度において、反映作業を行っていく考えであります。

次に、3点目のその他の所要の見直しであります。資料右下の「2(3)」にありますとおり、指定地方行政機関として東北地方環境事務所、指定地方公共機関として、先ほど御説明した6法人を追加したこと、市町村が作成する避難勧告等の発令基準について、市町村地域防災計画に位置付けることを明確化し、その内容を住民に周知することとしたこと、8道県協定の改正に伴い、応援の種類等の見直しを行ったこと、借上げ民間住宅を活用した応急仮設住宅の供与の取扱を定めたこと、防災関係機関の意見等に基づく必要な文言修正等を行ったこと、などとなります。

ただいま御説明した見直し事項につきましては、本編や火山災害対策編の見直しに限定されるものを除き、地震・津波災害対策編や原子力災害対策編におきましても、必要な見直しを行っているものであります。

説明は以上であります。よろしく御審議くださいますよう、お願いいたします。

#### ○会長（達増知事）

ただいまの事務局の説明につきまして、質問・意見等ございませんでしょうか。

質問・意見等ございませんようでしたら、お諮りをいたします。「岩手県地域防災計画の修正について」は、原案どおりとしてよろしいでしょうか。

〈「異議なし」と発言する者あり〉

御異議なしということで、原案のとおり決定とさせていただきます。

## (2) 議題 イ 岩手県防災会議運営規程の改正について

### ○会長（達増知事）

次に「岩手県防災会議運営規程の改正について」を議題とします。事務局から説明願います。

それでは、岩手県防災会議運営規程の改正について、御説明します。資料3を御覧ください。

改正の趣旨であります、「1」に記載のとおり、県地域防災計画の修正につきましては、これまで、東日本大震災津波の教訓等を踏まえ、不断の見直しに取り組むことを基本的な考え方としながら、毎年度、必要な修正を行ってきたところであります。今後におきましては、組織改編による名称変更などの軽微な修正のみに留まる場合も想定されるところであります。

一方、県地域防災計画の修正につきましては、軽微な修正のみに留まる場合であっても、防災会議を開催し、議決・決定をいただく必要があるところであり、事務局といたしましては、地域防災計画の修正内容によっては、委員負担の軽減等を図っていく必要があるのではないかと考えているところであります。

こうした委員負担の軽減等の観点、あるいは、資料下段に記載しております北海道・東北各県の状況も踏まえまして、今般、運営規程の一部を改正し、地域防災計画の軽微な修正につきましては、会長専決事項に位置付けようとするものであります。

具体の改正内容であります、「2」に記載のとおり、運営規程第3条第1項に定める専決処分事項に、地域防災計画の軽微な修正に関することを加えるとともに、第2項におきまして、専決処分をしたときの防災会議への報告方法として、会議開催が困難と認められる場合には通知をもって報告に代えることができるよう、改めようとするものであります。

なお、この改正案につきましては、防災会議幹事会議構成機関に対し、意見を求めたところではありますが、特段の意見はなく、異論等はなかったところであります。

また、地域防災計画の軽微な修正を会長専決事項に位置付けた場合の運用につきましては、あらかじめ、防災会議委員に意見照会を行う等、恣意的な運用に陥ることがないように、措置していく考えであります。

説明は以上であります。よろしく御審議くださいますよう、お願いいたします。

### ○会長（達増知事）

ただいまの事務局の説明につきまして、質問・意見等ございませんでしょうか。

質問・意見等ございませんようでしたら、お諮りをいたします。「岩手県防災会議運営規程の改正について」は、原案どおりとしてよろしいでしょうか。

〈「異議なし」と発言する者あり〉

御異議なしということで、原案のとおり決定とさせていただきます。

## (2) 報告 市町村地域防災計画の修正に対する意見の専決処分について

### ○会長（達増知事）

それでは、報告に移ります。「市町村地域防災計画の修正に対する意見の専決処分について」、

事務局から説明願います。

### ○事務局

事務局を務めます県総合防災室の大畑でございます。それでは、資料4によりまして、市町村地域防災計画の修正に関する意見の専決処分について、御説明いたします。

市町村地域防災計画の修正に対する意見については、岩手県防災会議運営規程第3条第1項の規定に基づき、会長が専決処分することができることとされているものであります。

1に記載のとおり、昨年4月から本年3月までの間に、災害対策基本法第42条第4項の規定により報告のあった市町村は、9市3町1村、計14件となっております。

報告のあった市町村名及び専決処分日は、資料記載のとおりとなっております。

また、報告のあった市町村の地域防災計画の主な修正事項であります。2に記載のとおり、平成23年度から25年度までに行った岩手県地域防災計画の修正内容との整合性を図ったもの、平成25年度の災害対策基本法の一部改正により、市町村地域防災計画に規定することとなった避難行動要支援者名簿に関するもの、となっております。その修正内容については、いずれについても地域の実情等を踏まえながら適切に行われたものであることから、意見がない旨の専決処分を行ったところであります。

なお、市町村地域防災計画の修正につきましては、今回、御審議いただきました県地域防災計画の修正内容の反映を含め、その促進が図られるよう、県としても支援を行っていくこととしていきます。

報告は以上でございます。

### ○会長（達増知事）

ただいまの事務局の説明につきまして、質問・意見等ございませんでしょうか。

御質問等が特にならなければ、(3)その他にうつります。

### (3) その他

#### ア 平成26年中の災害対応状況について

### ○会長（達増知事）

それでは、「(3) その他」に移ります。「平成26年中の災害対応状況について」、事務局から説明願います。

### ○事務局

それでは、資料5によりまして、平成26年中の災害対応状況について、御説明いたします。

県では、県内の地域に災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、災害情報の収集や所掌事務に係る災害応急対策を実施するため、県災害警戒本部、県災害特別警戒本部又は県災害対策本部を設置し、対応にあたっているところであります。

なお、資料に記載はございませんが、それぞれの設置基準は、災害警戒本部が、県内の地域に気象警報が発表されたとき、震度4又は震度5弱の地震が発生したときなどであり、災害特別警戒本部が、津波注意報が発表されたとき、災害警戒本部体制を拡充して対応する必要があるとき

などであり、また、災害対策本部は、県内の地域に気象警報が発表され、相当規模の災害が発生し、又は発生するおそれがあるとき震度5強以上の地震が発生したときなどとなっております。

平成26年1月から12月までの期間におきましては、災害対策本部は設置がありませんでしたが、災害特別警戒本部を5回、災害警戒本部を40回、計45回設置し、延べ85日にわたり、災害情報の収集や応急対策の実施にあたってきたところでもあります。

それぞれの設置状況ではありますが、資料の2に災害特別警戒本部の設置状況を整理してございますが、計5回の設置要因としては、林野火災の発生によるものが3回、津波注意報によるものが2回となっております。

なお、災害特別警戒本部は、平成25年の大雨災害の教訓を踏まえ、平成26年4月から運用を開始したものでありますが、その運用結果を総括しますと、災害特別警戒本部には概ね10人程度の職員が配置され、災害警戒本部の体制と比較し、配置職員数が増加しますことから、市町村等との連絡調整等が迅速かつ円滑に実施できたほか、報道機関等からの問合せに対しても円滑な対応ができたこと、また、災害特別警戒本部を設置した場合には、自動的に県庁内各部局職員が待機する体制となることから、災害応急対策の実施等に関する所管部局との連絡調整を円滑に行うことができたことなど、一定の効果があつたと考えているところであります。

次に、災害警戒本部の設置状況ではありますが、資料の3のところに記載しているとおり、計40回設置したところであり、その要因としては、大雨警報等の気象警報によるものが34回、地震によるものが6回となっております。

2ページ目に参りまして、上の所に「参考1」として、平成25年と平成26年の設置状況を比較した表を整理してございますが、平成25年が災害対策本部と災害警戒本部を合わせて43回に対し、平成26年はそれぞれの合計が45回となっており、ほぼ同程度となっております。

平成26年中の個々の設置状況については、参考2に記載のとおりですが、詳細の説明については省略させていただきます。説明は以上でございます。

## ○会長（達増知事）

ただいまの事務局の説明につきまして、質問・意見等ございませんでしょうか。特にないようでしたら続きまして「イ 第3回国連防災世界会議に係る岩手県の対応について」事務局から説明をお願いします。

## イ 第3回国連防災世界会議に係る岩手県の対応について

### ○事務局

事務局小向から説明させていただきます。恐れ入りますが座って説明させていただきます。資料6をご覧ください。

国連防災世界会議につきましては、先般、3月14日から18日までの5日間、仙台で開催されたところでございます。本体会議に187か国、6,500人以上そして、関連事業は15万6000人以上の参加があつたとの報告があつたところでございます。

この国連防災世界会議の開催につきまして、本県では世界からの御支援に感謝するとともに、岩手県が復興に取り組む中で得られた教訓や取組事例を踏まえた防災・復興に関する岩手からの提言をとりまとめたところです。環境生活部の国連防災会議特命担当が中心となり、総務部総合

防災室や復興局、そして全庁的に資料を集め提言をまとめたところです。この提言につきましては、後ほどご説明申し上げますが、国連防災世界会議やシンポジウムの中で、知事から発表いただいております。また国連の公式ホームページにて英文で掲載されているほか、県のホームページでは、日本語・英語で掲載し、発信しているところです。また、後ほど御説明させていただきます印刷物につきましては、様々な場面で活用させていただいております。

本日、冊子をお配りさせていただいておりますので、こちらについて説明させていただきます。冊子「防災・復興に関する岩手県からの提言」につきまして、御説明いたします。目次をご覧ください。本提言集は第1章から第5章までの5章立てとなっておりますが、主要な部分は第4章の「防災・復興に関する取組事例」、第5章の「岩手県からの提言」でございます。「防災・復興に関する取組事例」から「岩手県からの提言」へつなげている形でございます。第4章につきましては、第1節に「防災編」、第2節に「復興編」という形にしており、また、それぞれの大きな項目立てとして、6つにとりまとめているところでございます。この大きな6つの項目立ての中に、No.1からNo.17までの取組項目があり、10ページ目が取組項目のNo.1となっているところでございます。ここでは、「大規模災害時の被災地支援に有効な広域防災拠点の設置」として取組項目を設定しているところでございますが、このように17の取組項目が設定されております。また、10ページから13ページには小さな取組事例として①から⑤まで掲げておりますとおり、本県の取組がまとめられているところでございます。そして14ページには新たな取組事例としてNo.2がございまして、その中で同様に小さな取組事例がまとめられているということでございます。大きい取組事例としてNo.17までございまして、丸がこみで示してあります小さい取組事例につきましては、全体で64事例を掲げているところでございます。そして、これらの取組を踏まえまして、54ページの「岩手からの提言」ということで、11の提言を掲げているところでございます。これがこの冊子の概要でございます。

この冊子につきましては、先ほど申し上げましたとおり、日本語版と共に英語版についても冊子として作成し配布しているところでございます。

それでは、資料6に戻っていただきたいと存じます。「2 国連防災会議開催期間中における仙台市内での事業への対応」についてであります。①のとおり初日の3月14日に国主催のフォーラムがありまして、知事が出席し、防災・復興に関する提言を発表させていただいております。そして、②であります。本体会議のワーキングセッションのうち「地域リスクに取り組むコミュニティ」について知事が国連から招待を受け出席し、発表したところであり、内容につきましては、イに記載のとおり、日本における自治会・町内会や消防団などの住民参加組織と防災対策を紹介するとともに、「防災・復興に関する提言」を発表しているものでございます。また、仙台市内におきましては、「東北防災・復興パビリオン」という形で発信の拠点を設けてございますが、③に記載のとおり、本県でもブースを設けまして、防災・復興について展示するとともに、提言冊子につきましては、無料でお持ちいただけるよう展示・配架を行ったところでございます。

裏面に参りまして、「国連防災会議開催期間中における関連事業の実施」について御報告申し上げます。①として一関市にて「文化財と防災」をテーマとしてシンポジウムを開催したところでございます。達増知事から、本冊子のより提言について発表いただきましたほか、専門家二人からご講演をいただいたところでございます。また、②にあるとおり5名の方々による専門的なパネルディスカッションを実施したところでございます。また、県内における取組につきまして



は、(2)に記載のとおり、3つのコースに分かれてスタディーツアーを実施したところございます。

次に「4 陸前高田市主催シンポジウムの開催」についてでございますが、陸前高田市が主催となりまして、「復興の力：ノーマライゼーションという言葉のいらないまちづくりに向けて」をテーマといたしましてシンポジウムが実施されたところです。

また、「5 ISOセキュリティ専門委員会第1回総会における関連事業の実施」についてでございますが、こちらは国連防災世界会議とは別会議となりますが、期間が非常に近いということで、本県から世界に情報発信が出来る場として、県として積極的に開催を誘致したところがございます。3月9日から13日までの間に盛岡市内にて開催されまして、具体的には3枚目でございますとおり、本県主催のシンポジウムを開催してございます。知事から、冊子に基づいて提言を発表していただくとともに、5人の方々による意見交換・講演が行われたところがございます。ISOセキュリティ専門委員会に参加していただいた皆様方につきましてもスタディーツアーを2コース御用意いたしまして、沿岸地方を御覧いただいたところがございます。

以上が「第3回国連防災世界会議に係る岩手県の対応について」の御報告でございます。

**○会長（達増知事）**

ただいまの事務局の説明につきまして、質問・意見等ございませんでしょうか。

**○村山委員**

この提言について、大変すばらしいものと思いますが、英語版についてホームページからダウンロードすることは可能でしょうか。

**○会長（達増知事）**

事務局から回答をお願いします。

**○事務局**

県のホームページに日本語版・英語版ともに記載させておりまして、こちらは両方ともダウンロード可能となっておりますので、活用していただければと存じます。

**○会長（達増知事）**

他に質問・意見等ありませんでしょうか。

**○山崎委員**

第4章第1節2に「教育と文化による備え」のところで、東日本大震災について学校の方、地域の方が協力して「防災文化」を見るような思いがしたところでもありますけれども、そのNo.6にありますところの「津波被害からの教訓の伝承と防災文化」については、災害研究のなかでは「災害文化」という言葉を使っているところがございます。震災のあと、心に深い傷をうけた子どももいれば、自分たちが地域を担っていくんだと強い気持ちをもった子どもたちも多く現れています。沿岸のように災害を受ける地域では、災害に立ち向かうという文化が生まれている、あるいは新しい技術・産業がうまれていくというところで、防災の取組が高まれば高まるほど、「災害文

化」という言葉は適切ではないかもしれませんが、防災だけではなく地域全体が、より良いものに発展していくことがありますので、「災害文化」という言葉を使うのだと思います。そういうことを展望して、防災文化からより発展していくという視点がここから生まれていけば、と思いました。

**○会長（達増知事）**

はい、ありがとうございます。他に質問・意見等ありませんでしょうか。  
質問・意見等が他に無いようでしたら次に進みます。

**(3) その他 ウ その他**

**○会長（達増知事）**

「ウ その他」として事務局から何かありますか。

**○事務局**

特にございません。

**○会長（達増知事）**

特になしということで、委員の皆さんから他に何かございませんか。  
特に何もございませんようでしたら、以上で議事を終了させていただきます。

国連防災世界会議につきましては、岩手県からの提言は、防災担当の国連の事務総長からも評価の言葉をいただきまして、各国代表のみなさんからも評価いただきました。また、岩手県に、先ほど報告いただきましたけれども、ISOセキュリティ専門委員会の方で開催を誘致するなど、国際機関の正規の国際会議が岩手で開催されるということは、これまで岩手ではあまりなかったことでありますし、また、被災地の視察でもミクロネシア連邦の大統領においでいただくなど、国家元首が岩手県を来訪することについても、例がなかったところがございます。それだけ東日本大震災津波の教訓が地元にとっても大事なはその通りであります。世界にとっても非常に大事なものであるということで、岩手としてきちんと整理して伝えていかなければならず、これらを世界に対して発信して活用していただくことが大事であると私自身も改めて認識したところでございます。

岩手県からの提言の肝は、連携ということで、自治体同士の連携、関係機関の連携など、さまざまな主体の連携が重要だということが肝にあると思います。平成26年中は、林野火災の発生や津波注意報の発令に伴い、災害対策本部設置にいたる災害はなかったものの、災害特別警戒本部が5回設置したところであり、防災関係機関が連携して、防災体制を充実させていくことが重要と改めて認識した一年であったと思います。

今後も、さらなる連携をお願いいたしまして議長の任を解かせていただきます。

**4 閉会**

**○司会（小向総合防災室長）**

以上をもちまして、岩手県防災会議を終了します。本日は、ありがとうございました。